

定期点検・整備業務委託共通仕様書

静岡県大井川広域水道企業団

(令和2年4月)

第1 適用範囲

この仕様書は、静岡県大井川広域水道企業団が発注する電気、機械、計装等の設備（これに類するものを含む）の定期点検・整備業務に適用する。

第2 用語の定義

用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 指示とは、委託者（以下「甲」という。）の発議により監督員が受託者（以下「乙」という。）に対し、監督員の業務に関する方針、基準又は計画などを示し、実施させることをいう。
- (2) 承諾とは、乙の発議により監督員に報告し、監督員が了承することをいう。
- (3) 協議とは、監督員が乙と対等の立場で合議することをいう。

第3 受託者の義務

- (1) 乙は、契約の履行に当たって、作業の目的及び内容を十分理解した上で、作業に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を得るため最高の技術を発揮しなければならない。
- (2) 乙は、作業を円滑に実施するため、監督員と常に密接な連絡をとり、必要な段階で十分な打ち合わせを行うものとし、その内容を別に定める様式により監督員に提出するとともに、相互に記載事項について確認しなければならない。
- (3) 乙は、契約締結後速やかに着手しなければならない。ただし、監督員が指示した場合は、その指示した日によるものとする。
この場合において着手とは、監督員と作業のために打ち合わせ又は現地調査を行うことをいう。
- (4) 乙は、業務完了後であっても、作業に脱落があった場合又は指摘された場合は、速やかに責任をもって再点検・整備しなければならない。

第4 作業計画書

乙は、契約締結後 14 日以内に作業計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

第5 作業確認

乙は、業務の実施段階において、設計図書により、又は監督員があらかじめ指示した場合は、その段階で監督員と協議を行わなければならない。

第6 疑義（設計図書の照査）

- (1) 乙は、仕様書及び設計書等（設計書及び図面をいう。）を十分照査するとともに、現地調査に照らして疑義のある場合は、監督員に通知し、その指示を受けなければならない。

(2) 仕様書と設計書等との間の記載事項について、そのいずれか一方に脱漏がある場合は、いずれも記載がなされているものとみなす。

また、記載事項に相違がある場合は、仕様書と設計書等との間では設計書等が、共通仕様書と特記仕様書との間では特記仕様書が優先するものとする。

第7 作業の範囲

- (1) 作業の範囲は、原則として設計図書によるが、技術上若しくは維持管理上必要と認められた場合、乙は責任をもって充足しなければならない。
- (2) 作業中発見された軽微な故障の修繕及び部品の交換等は、乙の負担で行うものとするが、重大な欠陥若しくは部品の交換等については、甲、乙協議するものとする。

第8 損害の負担

作業中において生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙が負担する。ただし、その損害のうち、甲の責めに帰すべき理由により生じたものは、この限りではない。

第9 現場管理

作業中は、人身事故、障害、火災、その他の事故の発生を未然に防止するとともに、下記関係法規を守り、円滑に点検・整備を行わなければならない。なお、万一事故が発生した場合は、乙の責任において処理するものとする。

- (1) 労働安全衛生法
- (2) 電気事業法（自家用電気工作物保安規定）
- (3) その他関係法令、条例及び規則

第10 点検・整備作業員

- (1) 乙は、点検・整備作業に当たり、十分な技術、経験を有する者を派遣しなければならない。
- (2) 乙が派遣した作業員が不相当と認められた場合、甲は乙に対して作業員の交代を求めることができる。

第11 就業日時

- (1) 原則として、平日は午前8時30分から午後5時までとし、土曜日、日曜日及び祝祭日は就業しない。
- (2) 上記の作業日程については、設備の運転状況により変更することがあるので、作業日の前日までに確認すること。

第12 後片付け

使用工具の置き忘れ、ビス・ナットの脱落、残材の未処理等は、機器の二

次的な事故の原因となるので、後片付けを十分行うこと。

第 13 現場発生物

現場発生物は、監督員の指示に従い処理すること。産業廃棄物は廃棄物処理法に基づいて適正に処理し、報告すること。

第 14 写真

委託名や作業内容を記入した黒板等を入れ、作業の状況が明確に把握できるよう撮影すること。(工事写真の撮り方参照)

第 15 書類の提出

- (1) 提出書類については、静岡県工事及び業務委託契約約款を準用すること。
- (2) 乙は作業終了後、報告書を甲に提出すると共に、その内容について説明すること。

第 16 検査

乙は、検査を受ける場合には、あらかじめ受検体制を整えておくものとし、主任技術者等が立会いの上、検査を受けなければならない。ただし、検査員がその必要がないと認めて立会いを求めない場合は、この限りでない。